

新潟医療福祉大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学研究・産官学連携推進機構規程に基づき設置された、新潟医療福祉大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）における動物実験が新潟医療福祉大学動物実験指針（以下「実験指針」という。）に基づき適正に行われることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前項の目的を達成するために、以下の各号に掲げる事項を行う

- (1) 実験指針第5条の規定に基づき、動物実験責任者の提出された動物実験計画の審査
- (2) 学長の諮問に依りて、実験動物の飼育管理、飼育環境その他実験に関することの審議
(委員会の組織)

第4条 委員会は、学長が指名した教員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 実験計画の審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の号に掲げる表示による。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、審査経過および判定を記録として保存し、必要と認めるときは公表することができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(審査)

第8条 委員会は、動物実験責任者が申請した動物実験計画書が、動物実験に関する法令および実験指針に適合しているかどうか審査しなければならない。

2 委員は、自己の実験計画に係る審査に関与することはできない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第10条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を申請者に通知しなければならない。

(審査結果の承認)

第11条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を学長に報告し承認を得なければならない。

2 委員長は、申請結果については、必要に応じて教授会および研究科委員会に意見を求めることができる。

(指導・助言等)

第12条 委員会は、動物実験計画の実施結果の報告を受け、適正な動物実験の実施について、必要に応じ指導・助言等を行うものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、事務局総務部研究支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行うものとする。

(附則)

この規程は、平成22年8月4日から施行する。

新潟医療福祉大学動物実験委員会規程の施行にあたり、新潟医療福祉大学動物実験規則を廃止する。

(附則)

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2021年4月1日から施行する。